

横浜市資産指令第5066号
令和4年2月22日

許可番号 第05620037642号

産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目15番地43

氏名 株式会社 神奈川ウッドエネルギーセンター
代表取締役 武松 ひで 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市長 山中竹春

許可の年月日

令和元年11月1日

許可の有効年月日

令和8年10月31日



1. 事業の範囲

中間処理

- (1) 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類
- (2) 圧縮：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上5種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目15番43

処理施設の概要

- (1) 破碎1施設 1基 (200.48 t/日)
設置年月日：昭和60年3月1日 許可年月日：平成13年2月1日
許可番号：810027
産業廃棄物の種類：木くず 以上1種類
- (2) 破碎3施設 1基 (19.53 t/日)
設置年月日：平成22年12月22日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず 以上4種類
- (3) 圧縮3施設 1基 (442.71 t/日)
設置年月日：平成22年12月22日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず 以上4種類
- (4) 破碎2施設 2基 (108 t/日)
設置年月日：平成13年9月20日 許可年月日：平成13年9月12日
許可番号：10200
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上3種類
- (5) 圧縮1施設 1基 (32 t/日)
設置年月日：平成14年3月22日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市長を被告として訴訟を提起することもできます。

産業廃棄物の種類：金属くず 以上1種類

(6) 圧縮2施設 1基 (12t/日)

設置年月日：平成14年 3月22日

産業廃棄物の種類：金属くず 以上1種類

3. 許可の条件

(1) 中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は2,246.5m³以内とし、屋外において産業廃棄物を容器を用いずに積み上げることのできる高さは3m以内とする。

(2) (1)の内、産業廃棄物及び一般廃棄物の混合保管場所における保管量は、産業廃棄物の保管量と本市から許可を受けた一般廃棄物処分業によって生じた一般廃棄物の保管量を合わせて1,150.9m³以内とし、屋外で容器を用いずにこれらの廃棄物を積み上げることのできる高さは3m以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3 年 3 月 1 日 新規許可

令和 元 年 1 1 月 1 日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無